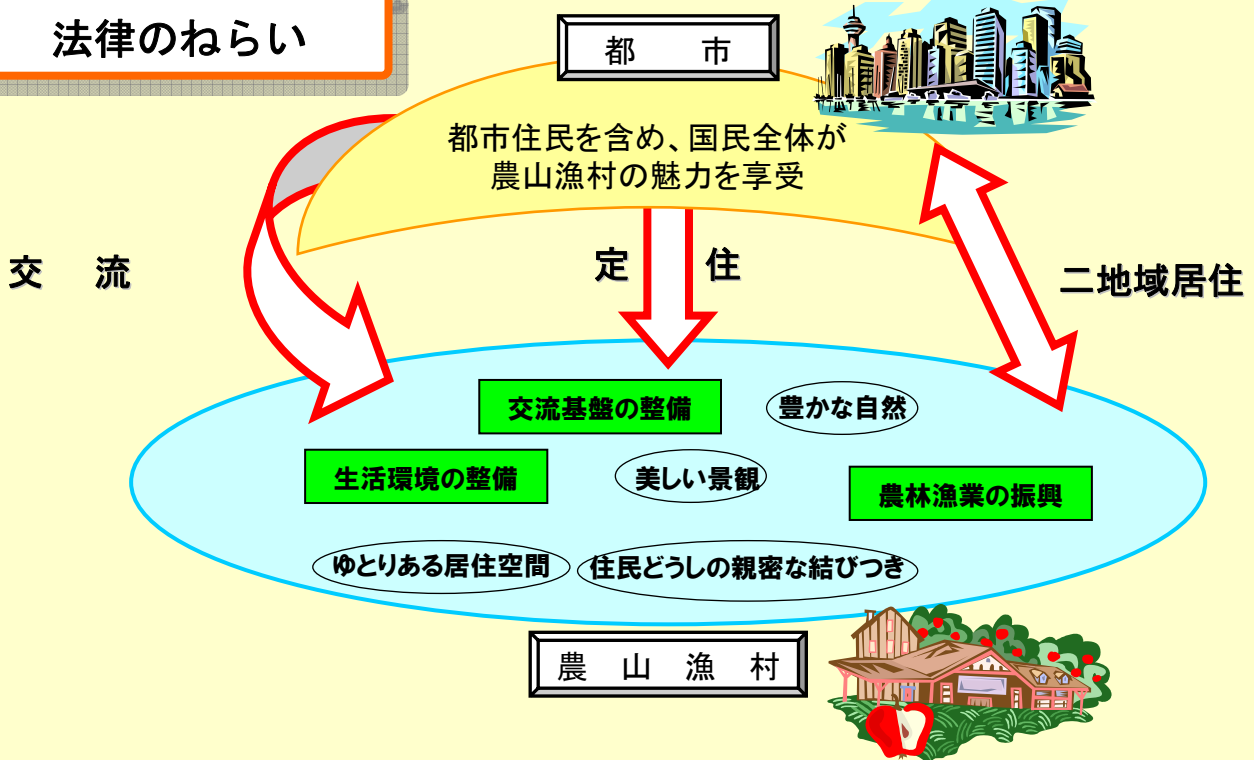


農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（農山漁村活性化法）の概要

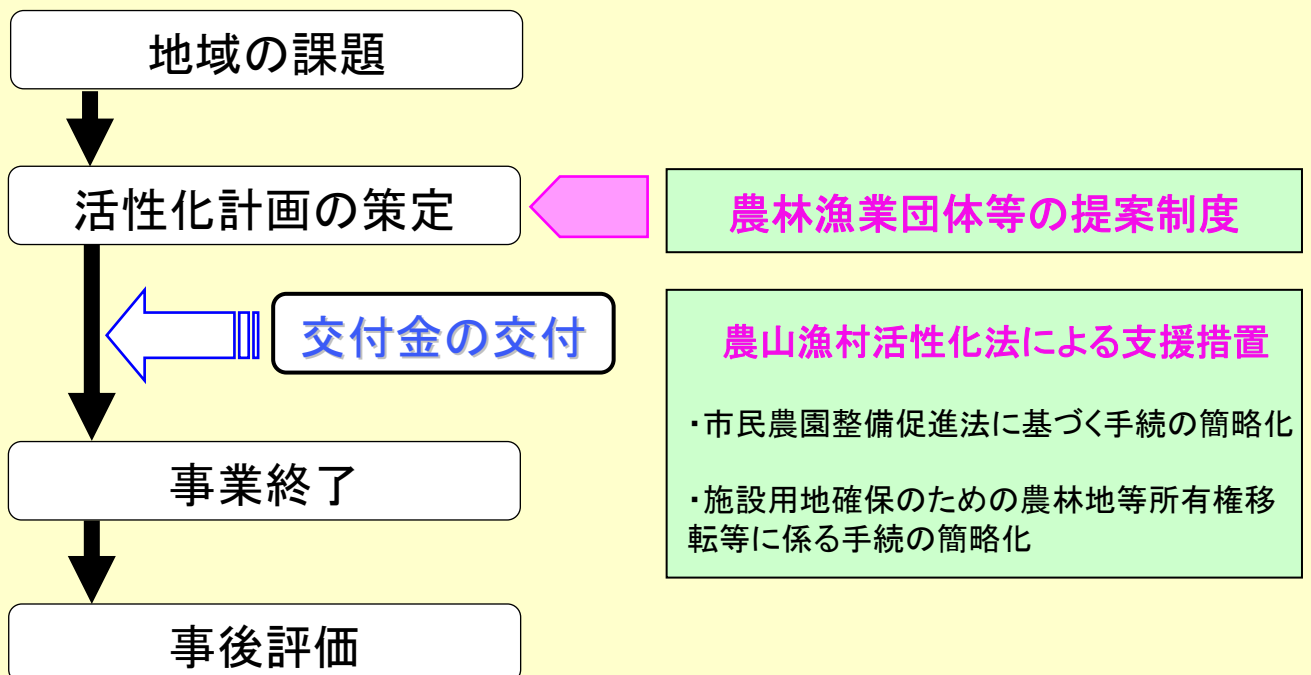
【法律の目的】

農山漁村の人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が行う取組に対して、交付金の交付や施設用地の円滑な確保等の法律上の特例措置をもって総合的に支援することにより、農山漁村の活性化を図るものです。

法律のねらい



制度のながれ



活性化計画とは

- 農林漁業の振興等による定住等の促進とともに、都市住民の農林漁業体験等による地域間交流の促進等により、農山漁村の活性化を目指すための計画です。
- 地方公共団体が、地域における少子高齢化等の動向、農林漁業の現状等に応じ、関係者の意見を取り入れる等、地域の知恵と工夫を活かして作成します。

農山漁村を巡る状況と活性化計画が目指すべきもの

【農山漁村の活力低下】

- 地域人口は大幅な減少の見込み
- これまでの地域産業では農山漁村の労働力吸収は困難
- 生活環境の格差

【国民の関心の高まり】

- 都市にはない魅力を認識
- 団塊の世代、20代の若者が特に高い関心
- 農山漁村における過ごし方のニーズは多種多様

これらを踏まえ、定住や二地域居住、地域間交流の促進により、農山漁村の居住者・滞在者を増やすための対策が必要。

農山漁村の有する魅力を高めることにより、国民が多様なライフスタイルを実現することが可能となるような農山漁村づくり

農林漁業が健全に展開され、これらを核とした地域の発展

を目指した計画づくりが重要！

特別な景勝地や名跡がなくとも、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源が活性化に向けた大きな力となります。

活性化計画の作成の過程で、このような地域資源について再認識するとともに、その活用方向について、地域の関係者の共通認識を醸成することが重要です。

都市住民を含め、国民全体が農山漁村の魅力を享受できる社会の実現
農山漁村の活性化

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

交付金の概要

地方自治体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援します。

<特徴>

- 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」において、市町村等が作成する活性化計画の目標達成の重要な手段として位置づけ。
- 農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援。
- 都道府県に加え、市町村への直接補助が可能となり、市町村の自主性・主体性が発揮。
- 対象施設間の予算流用や年度間融通により、地域の実情に合わせた整備が可能。
- ワンストップ窓口による手続き事務の簡略化。
- 地域の創意工夫による独自の提案メニューも支援。

<内容>

1. 農林漁業の振興その他就業機会の増大
地域の創意工夫を活かしたきめの細かい生産基盤の整備や多様な地域産業の振興に必要な施設等の整備への支援
2. 定住等促進のための良好な生活環境の確保
良好な生活環境に必要な情報通信施設の整備、簡易な給水・排水施設等の整備への支援
3. 都市等との地域間交流の促進
市民農園などの交流・ふれあいのための施設、都市住民を対象とした農業等の技術取得のための研修施設等の整備への支援
4. その他施策の目標を達成するために地方が提案する事業等

活性化計画の事例

二地域間居住推進プロジェクト

滞在型市民農園の整備や集落道等生活環境整備を行い、二地域間居住を推進。



豊かな自然活用プロジェクト

農地・山林・海岸を巡る散策道や地元食材供給施設など農山漁村の豊かな自然をまるごと活用し、交流人口の増大を推進。



IJUターン推進プロジェクト

情報基盤等の生活環境の整備や、農林水産業への就業機会の確保により、農山漁村へのIJUターンを推進。



<交付先等>

1. 交付先: 都道府県、市町村
2. 事業実施主体: 都道府県、市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合
農業協同組合、NPO法人、農林水産業者等の組織する団体等
3. 交付率: 定額
ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10
4.5/10、4/10、1/3（沖縄県2/3、8/10）（奄美6/10、5.2/10）以内

お問い合わせ：農林水産省大臣官房企画評価課農山漁村地域活性化支援室
電話）03-3501-0814 FAX）03-3591-6624
URL：<http://www.maff.go.jp/nouson/kasseika/index.htm>

事務局からのお知らせ

- お詫びと訂正

季刊「新往来」第24号（平成19年3月15日）のp2 兵庫県上郡市に誤りがありました。正しくは、兵庫県上郡町です。お詫びして訂正いたします。

- 皆様からの情報提供をお待ちしております！

「交流情報誌 季刊 新往来」は皆様からお寄せいただいた情報で構成されています。地域の自慢やイベントの案内など、全国に向けて発信したい情報がありましたら、ぜひご連絡下さい。

また、「体験型修学旅行や子ども体験学習など、様々なグリーン・ツーリズムの取組事例」を募集していますので、みなさまからの情報をお待ちしております。

次号（第26号）の発行は、平成19年9月中旬を予定しておりますので、記入様式に必要事項をご記入の上、7月下旬までに各都道府県又は下記の編集・発行元までお送り下さい。記事に関連する写真・イラストがありましたら併せてお寄せ下さい。記入様式をご要望の場合は、お手数ですが下記の編集・発行元までご連絡下さい。

皆様からお寄せいただいた情報についてはできる限り掲載するよう努めておりますが、誌面スペースの関係上掲載できない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

- 編集後記

第2回「美の里（びのさと）づくりコンクール」の受賞6件が決定しました。この「美の里づくりコンクール」は、地域の自主的努力により保全・形成されている農山漁村の景観づくりで、すなわち景観に関する活動について表彰するものです。

豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化に触れ合うことのできる農山漁村を国民の共有財産として守っていくことが期待されています。

※美の里づくりコンクールの情報はこちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/www/press/2007/20070215press_1.html



写真：農林水産大臣表彰
「花の咲いた集落「椎野あじさいロード」」
(宮崎県美郷町／美郷町椎野集落)

編集・発行

農林水産省 農村振興局 企画部 農村政策課 農村整備計画調整班
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL:03-3502-5946(ダイヤルイン)
FAX:03-3595-6340



- 農林水産省のホームページでは、季刊「新往来」や都市と農山漁村の共生・対流など、様々な情報を掲載しております。ぜひご覧ください。
農林水産省 (<http://www.maff.go.jp>) → 農村→都市農村交流の総合案内(季刊 新往来)
(<http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/sinourai/index.htm>)